研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号: 32634 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2016~2019

課題番号: 16K21367

研究課題名(和文)難民受け入れの法制度的基礎 - ドイツにおける難民庇護と定住化支援を素材として

研究課題名(英文) Rights of Refugees in the Context of Integration

研究代表者

大西 楠・テア (OHNISHI, Nami Thea)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号:70451763

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文):難民危機後、ドイツは庇護審査手続の効率化や審査機関の拡充措置をとるとともに、難民の社会統合に向けた施策を実施した。本研究は、2010年代のドイツの難民政策が社会統合に力点を置くものであることを明らかにした。また、そうした難民政策の実施において地方自治体が担う役割が大きくなっていること、地方自治体が連携してイニシアティブとる事例が多くみられることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義 ドイツにおける難民の社会統合法制は、とりわけ2010年代において社会保障制度や職業生活への統合を促すこと に力点をおくようになった。これは難民の経済的自立を促し、難民が早期に受け入れ国で生活者として地歩を固 めることを可能にする。ドイツの難民法制を参照することで、日本における難民受け入れについて、理論的な選 択肢を示すことに本研究の意義はある。

研究成果の概要(英文): Since the refugee crisis 2015 Germany took measures to improve efficient refugee status determination as well as measures to enhance social inclusion. The characteristic of German social inclusion policy is that, that it aims a quick integration of the refugee in the labor market.

研究分野:ドイツ法

キーワード: 難民法制 ドイツ公法 移民行政法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様 式 C-19、F-19-1、Z-19(共通)

1.研究開始当初の背景

- (1)研究開始当初、日本においては政治レベルで難民の受け入れについて議論が活発化していた。すなわち、2008年の閣議了解に基づくミャンマー難民の受け入れ(第三国定住)が試験的に行われている他、2015年には第五次出入国管理基本計画が策定され、難民の適正かつ迅速な庇護が国家の課題となった。とりわけ、 濫用的申請を抑制し、本当に庇護を必要とする難民のみを迅速かつ適正に審査する難民審査手続の構築、 受け入れた難民の定住化支援は行政実務にとって喫緊の課題となっていた。
- (2)ドイツは庇護権を基本法上保障する難民受け入れに積極的な国家であり、適正かつ効率的な難民審査および難民の定住化支援についても豊富な経験を持つ。
- (3)加えて、学説のレベルでもドイツにおいては、行政法・国際法といった個別領域を超えて移民・難民法制について研究が行われて来た蓄積がある。その成果は日本のドイツ法研究者によって紹介されてきたが、2004年に移民・難民の「制御と統合」を目的とする移民法が制定されたことにより、研究状況は大きく進展した。すなわち、2010年代になって「移民行政法」という新たな理論枠組が学説レベルで登場した。「移民行政法」は、近年の行政法学の方法論的刷新を背景としており、滞在法、難民法、庇護審査手続法、国籍法といった一連の法領域を総合的に捉えて法領域を超えて立法者が目指す制御目的と行政活動とを総体的に考察する。こうした方法論的な刷新によっても、ドイツにおいては移民・難民の制御と統合についての議論が活発化していた。
- (4)以上から、ドイツにおける難民審査および難民の定住化支援法制を検討し、批判的に分析することは、グローバル化社会に適合した難民受け入れの可能性を模索することを可能にすることが期待された。

2.研究の目的

ドイツにおける難民受け入れ法制を検討することにより、日本における難民の受け入れ体制や定住化支援法制を構築するための理論的視座を獲得するのが本研究の目的である。従来の難民研究においては、国際組織としての難民高等弁務官事務所の取り組みや、難民の地位に関するジュネーブ条約の解釈について国際法学からの研究がなされてきたものの、難民の定住化支援については、憲法・行政法・社会保障法・労働法が重畳する境界領域であることもあって、踏み込んだ研究はなされてこなかった。これに対して、ドイツにおいては難民の受け入れ及び定住化支援についての豊富な経験が蓄積されている。特に2004年に成立した移住法以降は、その他の外国人と同様に、難民に対しても社会統合を進めるにあたって「支援と要請(Fördern und Fordern)」を標語として打ち出している。その後、難民危機後の新たな傾向として難民の職業生活、福祉システムへの統合が重視されるようになってきている。こうしたドイツの難民支援は、難民の経済的な自立を促し、受け入れ社会での共生をよりよく実現するものであるため、ドイツの法制度の包括的・多角的な分析を本研究の目的とした。

3.研究の方法

- (1)ドイツの難民庇護制度・定住化支援法制について、基本的には文献調査の方法によって研究を行った。ただし、単なる法制度の整理にとどまらない、行政実務の実態に斬り込んだ分析を行うため、ドイツの外国人法研究者や実務家へのヒアリングを行った。具体的には、立法、裁判例、行政実務の3つの側面からドイツの法制度を分析し、立法者の制御目的に適った難民行政が行われているかを、ヒアリング等による実証研究を行いつつ、批判的に検討した。
- (2) 立法に関しては、2015 年以降ドイツでは難民危機に対応するための次々と法改正が続き、新立法も行われたため、まずは新制度を把握し、ドイツ法の状態を整理することに注力した。行政についても、連邦移民難民庁の広報や各種の報告書を通じて施策の全体像をつかむとともに、ドイツの外国人法研究者、連邦行政裁判所(移民・難民法を扱う第一法廷)の裁判官、地方自治体職員へのヒアリングを行った。裁判例については、理論的に重要な判例として、庇護申請者給付法を違憲とした 2012 年の連邦憲法裁判所判例を分析するとともに、ドイツに到着した難民が迅速な難民審査を受けることができなかったことに起因する裁判事例を検討した。

4. 研究成果

- (1)特に2015年難民危機以後のドイツの難民政策において、難民の社会統合に力点をおいた政策が行われていることを明らかにした。ドイツにおいては90年代に庇護申請者が急増した時期にも難民審査制度が見直されたが、90年代とは異なり、2010年代には難民を社会保障システムや職業生活へと包摂する施策が打ち出されている。
- (2)こうした動きに対して、先行研究の中には、ドイツにおいて既に高度人材・技能労働者受け入れという移民政策が進められていたことが「以前とは異なるアプローチをとらせた」としつつ、少子高齢化・労働力人口減少・地方自治体の過疎化の中での労働市場統合の成功は、難民の定住が将来への投資になりえることを示し、負担を理由にした難民受け入れへの反対論に再考を促す事例であると肯定的に評価しているものがある。こうした先行研究の見方を本研究も共有する。人口動態の変化や外国人労働者の受け入れ状況、好景気のもとでの労働力不足といった要因が難民の受け入れ政策の変化の一因であることを、とりわけ 2018 年 12 月の移民法制定過程の分析を通じて検証した。

- (3)本研究はまたドイツの難民受け入れにおいて地方自治体が大きな役割を果たしていることに着目し、地方自治体が国家の難民政策や難民受け入れというグローバルな価値秩序の一部に組み込まれていることを示した。難民に対して、難民申請中の住居を確保し、生活のあらゆる領域でのサポートを引き受ける場としての地方自治体は、定住化支援について様々なモデルプロジェクトが打ち出すとともに、自治体間の連携によってベストプラクティスを共有し、行政の施策を牽引する重要な要素となっている。
- (4)ドイツの外国人法の第一人者でもあるウィンフリード・クルート教授(マルティン・ルター大学ハレ=ヴィッテンベルク)を日本に招聘して、移民法セミナーを行った。特に 2018 年の移民法においては、難民申請を却下されたものの退去強制することもできない非正規滞在者の法的地位の改善が盛り込まれているが、ここでも難民をドイツの労働市場に統合するという意識が様々なレベルで共有されていることを確認した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)	
1 . 著者名 大西楠・テア	4.巻 12
2 . 論文標題 『ドイツの難民受け入れ政策にみられる新たな傾向 難民の社会統合による「危機」の克服? "	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 上智ヨーロッパ研究	6 . 最初と最後の頁 37~45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著
1 . 著者名 大西楠・テア	4 . 巻 91巻10号
2.論文標題 EUの移民規制	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名 法律時報	6.最初と最後の頁 52~56
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名 大西楠テア	4 . 巻 849
2 . 論文標題 グローバル化時代における地方自治体	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名 月刊地方自治	6.最初と最後の頁 2-15
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 Nami Thea Ohnishi	4.巻 2018
2.論文標題 Migrationsteuerung in Japan	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名 ZAR	6.最初と最後の頁 369-374
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 1件/うち国際学会 3件)
1.発表者名
Nami Thea Ohnishi
Refugee Acceptance and Social State
3 . 学会等名
ICON-S (国際学会)
4.発表年
2018年
1.発表者名
大西楠テア
2 . 発表標題
1968年以降の議会主義における司法および法律家の役割
3 . 学会等名 ハレ大学日独シンポジウム
4.発表年
2018年
1.発表者名
Nami Thea Ohnishi
2.発表標題 Migrationssteuerung in einer golobalisierten Welt
inigrations to default in the golds at 15101 toll not t
日独法学シンポジウム(招待講演)(国際学会)
4.発表年
4 · 光农中
1.発表者名 Nami Thea Ohnishi
Main Inca VIIII 3111
The Japanese Immigration Policy and its legal Fundaments
3.学会等名
ICON-S (国際学会)
4.発表年
2019年

r -	∞=	`	-	~ 14
IГ	図書		==	├2件

1.著者名	4.発行年
宮島 喬、小川 有美、木畑 洋一、大西楠テア	2018年
2. 出版社	5 . 総ページ数
岩波書店	295 (25-49)
3 . 書名	
ヨーロッパ・デモクラシー : 危機と転換	
1 菜2夕	4 発行生
1.著者名	4 . 発行年
浅野有紀、原田大樹、藤谷武史、横溝大、大西楠テア他	
	2019年
	2019年
	2019年
2. 出版社	5.総ページ数
2. 出版社	5.総ページ数
2. 出版社 弘文堂	5.総ページ数
2. 出版社	5.総ページ数

〔産業財産権〕

〔その他〕

6 研究組織

_ 6	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考